

大分県造林事業竣工検査及び補助金査定要領

制定	平成21年	11月	11日
改正	平成22年	5月	1日
改正	平成23年	6月	1日
改正	平成24年	5月	15日
改正	平成28年	6月	1日
改正	平成30年	6月	1日

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 大分県造林事業実施要領(以下「実施要領」という。)第5の3に規定する造林事業竣工検査(以下「検査」という。)及び補助金の査定は、実施要領の規定によるほか、この要領に定めるところによる。なお、具体的な検査の方法等については、別に定める「造林事業検査マニュアル」に基づくものとする。

(検査統括員)

第2条 振興局長は、検査の実施にあたっては、造林・間伐事業担当班総括等を検査統括員に命ずるものとする。なお、検査統括員は検査員を兼ねることができるものとする。

2 検査統括員は、適正な検査の確保のため、次の事項を行うものとする。

- (1) 必要な検査員を確保するとともに、検査予定計画を作成すること。
- (2) 現地検査箇所の選定を行うこと。
- (3) 検査前に事前打合せを行い、検査方法の統一を図ること。
- (4) 検査及び査定が適正に行われているか確認すること。

(検査員)

第3条 検査は検査員が行う。

2 検査員は、次に掲げる職員(以下「検査員」という。)とする。

- (1) 本庁に勤務する職員であって、森林整備室長が命じた職員。
- (2) 地方機関に勤務する職員であって、所轄の振興局長が命じた職員。

3 検査員は、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

4 検査は、申請書又は現地検査要求(第1号様式)の受理後、振興局長が命じた職員が行うものとする。ただし、森林整備法人の交付申請に係る書類検査については、森林整備室長が命じた職員が行うものとする。

5 検査は、その信頼性等を確保するため、2名以上の体制により実施するものとする。

(検査の区分及び現地検査の省略)

第4条 検査は、申請のあった施行地1箇所毎に、原則として書類検査及び現地検査により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、人工造林の施行地であって1施行地面積が1.0ヘクタール未満、人工造林以外の施行地であって1施行地面積が2.0ヘクタール未満（事業主体が地方公共団体及び森林整備法人の場合は10.0ヘクタール）のものにあつては、当該施行地のうち実施区分1ごとに無作為に抽出するその10パーセント以上に相当する数の施行地を除き、現地検査を省略することができる。
- 3 前々項の規定にかかわらず、森林作業道の施行地であって1施行箇所延長が1,000メートル未満（事業主体が地方公共団体及び森林整備法人の場合は2,000メートル）のものにあつては、無作為に抽出する申請毎に10パーセント以上に相当する箇所を除き、現地検査を省略することができる。
- 4 現地検査を実施した施行地の造林補助事業補助金査定調書には、検査済であることが区別できる旨を明記する。

（検査の認定）

- 第5条 検査の結果、当該施行地が、大分県造林事業補助金交付要綱、大分県造林事業実施要領及び大分県造林事業実施要領の運用等（以下「要領等」という。）の規定に適合しないものであるときは、竣工と認めず、不合格または一部不合格である旨を文書で申請者に通知するものとする。
- 2 前項の竣工と認められない施行地で、当該年度内の一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。
 - 3 竣工と認められない施行地が発生した場合は、追加で10パーセントを抽出し検査を行うものとする。
 - 4 抽出検査の結果、前条の2に規定する省略が適当でない判断した場合は、森林整備室長に協議し、必要と認める場合は全箇所検査を行うものとする。

第2章 書類検査

（書類検査の趣旨）

- 第6条 書類検査は、主として申請書により、その記載内容が要領等に定める採択要件に合致していることの確認を旨として行うものとする。

（書類検査調書への記入）

- 第7条 検査員は書類検査で調査・確認した事項等について造林事業書類検査調書（第2号様式）に記入する。

第3章 現地検査

（現地検査の趣旨）

- 第8条 現地検査は、申請書の造林内訳書及び施業図の記載内容等が現地と合致していることの確認を旨として行うものとする。

(現地検査の立会)

第9条 現地検査は、原則として申請者若しくは代理申請者又はそれらの代理人を立会させて行うものとする。

なお、検査の実施にあたっては、検査前日までに申請者に次の事項を通知するものとする。

- (1) 検査日時
- (2) 検査箇所

(標準地調査箇所数及び森林作業道の検査)

第10条 現地検査における1施行地ごとの標準地調査箇所数は次のとおりとする。

- (1) 1ha未満 1箇所以上
- (2) 1ha以上5ha未満 2箇所以上
- (3) 5ha以上 3箇所以上

2 森林作業道の検査については、延長の300メートルごとに1箇所以上の実測をすることとする。

なお、検査事項は、測点間延長、幅員、法高等とする。

(竣工現地検査野帳等への記入)

第11条 検査員は現地で検査・確認した事項等について造林事業竣工現地検査野帳(第3号様式)に朱書で記入する。なお、竣工現地検査野帳は施業図を準用するものとする。

- (1) 施業図の記載内容と現地との照合確認
- (2) 面積確認のため検測した要点間の位置及び距離
- (3) 標準地又は検定した苗間列間のおよその位置
- (4) 標準地調査等により算定した間伐率等
- (5) その他必要事項

2 検査員は森林作業道に係る現地で、検査・確認した事項等について造林事業竣工現地検査野帳及び森林作業道平均切土法高計算表(第4号様式)又は出来形管理図表(第4-2号様式)に朱書で記入する。

- (1) 施業図にある路線位置と現地との照合確認
- (2) 延長確認のため検測した測点間の位置及び距離
- (3) 幅員及び法高確認のため検測した位置及び実測値
- (4) その他必要事項

第4章 検査復命及び補助金の査定

(写真)

第12条 検査時における検査員及び検査状況の写真を撮影し、竣工現地検査野帳等に添付しておくものとする。写真は、原則としてGPSデータが記録されたものとする。

また、写真には申請年度、期、検査年月日、施行箇所、実施区分、面積(延長)、検査員職氏名、立会人職氏名及び撮影者を明記するとともに、GPSデータを取得してい

る場合にはそれを追記するものとする。

(検査結果の復命)

第13条 検査員は検査を完了したときは、書類検査調書及び竣工現地検査野帳等を添え、その顛末、措置状況及び意見等を森林整備室長又は振興局長に復命するものとする。

(補助金の査定)

第14条 検査員は検査に基づき、補助金の額の算出を行う。ただし、森林整備法人の交付申請に係る補助金の額の算出は、森林整備室長が命じた検査員が行うものとする。

2 補助金額の査定は、実施要領の規定によるもののほか次によって行うものとする。

(1) 補助金額は、標準経費を最高限度額とする。

(2) 市町村が請負に付して事業を実施した場合は、標準経費か実行経費のいずれか低い額とする。

3 検査員が査定した補助金について、検査統括員は正しく査定されているか確認するものとする。

(補助金査定調書等の提出)

第15条 振興局長は検査及び補助金の査定が終了した時は、速やかに造林事業補助金査定調書(第5号様式)を森林整備室長に提出するものとする。ただし、森林整備法人の交付申請に係る補助金査定調書については、現地検査にかかる検査年月日、検査員職氏名を記入押印し提出するものとする。

第5章 その他

(森林整備室による調査)

第16条 森林整備室長は、必要に応じ、検査が適正に実施されているかを確認するための調査を行うことができるものとする。

(検査調書等の保存)

第17条 検査調書等は、申請者ごとに一括し、事業終了の翌年度から起算して5カ年間保存しなければならない。

(除地の取り扱い)

第18条 施行地内の植栽不可能地であって、1箇所面積が0.01ha以上であるものは除地とし、造林面積からその面積を差し引くものとする。なお、既設の森林作業道についても除地として取り扱うものとする。

附則

この要領は、平成21年度4期造林事業から適用する。

改正後の要領は平成23年度2期(平成22年度繰越2含む)の造林事業から適用する。

改正後の要領は平成24年度1期(平成23年度繰越1含む)の造林事業から適用する。

改正後の要領は平成28年度2期(平成27年度繰越2含む)の造林事業から適用する。

改正後の要領は平成30年度2期(平成29年度繰越2含む)の造林事業から適用する。